

工事成績を入札参加要件とする工事の発注基準

1 対象となる工種

工事成績を入札参加要件とする工事は、明石市及び明石市上下水道局が発注する工事のうち、次の工種から、それぞれ選定する。

(1) 土木一式工事

ただし、市内業者のみが参加できる工事に限る。また、施工実績等を入札参加要件とする工事、複数工種を入札参加要件とする工事、総合評価落札方式により入札を行う工事、単価契約による工事及び再発注の工事を除く。(下記(2)において同じ。)

(2) 建築一式工事

2 発注期間

工事成績を入札参加要件とする工事の発注期間は、毎年7月1日から翌年の6月30日までとする。

3 工事の区分及び参加要件

工事成績を入札参加要件とする工事の区分(以下「工事区分」という。)は次のとおりとし、それぞれの区分ごとに定める要件を入札参加要件に付加するものとする。

(1) 工事成績優良業者対象工事

過去3年度分の工事成績の平均点(品質評価点の評価項目①工事成績の平均と同じ。以下「工事成績の平均評定点」という。)が75点以上の者であり、かつ同期間内に2件以上の工事成績の評定を受けており、当該工事発注の公告日から起算して1年以内に明石市の指名停止措置を受けていない者

(2) 70点以上の業者対象工事

工事成績の平均評定点が70点(小数点以下は四捨五入)以上の者

(3) 65点以上の業者等対象工事

工事成績の平均評定点が65点以上の者又は過去3年度において工事成績の評定を受けていない者

4 発注件数

工事成績を入札参加要件とする工事の発注予定件数は、次のとおりとする。

(1) 工事成績優良業者対象工事

各工事成績優良業者数に2分の1を乗じて得た数(小数点以下は切り捨て。)

※ただし、該当工事がない場合を除き、すべての工事成績優良業者が最低1件以上の工事に入札参加できるよう決定する。

- (2) 70点以上の業者対象工事
上記1の(1)及び(2)それぞれの前年度発注件数の約15%
- (3) 65点以上の業者等対象工事
上記1の(1)及び(2)それぞれの前年度発注件数の約25%

5 工事の選定及び発注方法

工事成績を入札参加要件とする工事は、次の区分に応じ、それぞれの区分ごとに定める方法により選定し、発注するものとする。

- (1) 工事成績優良業者対象工事
工事の規模、内容等により工事を選定し、発注する。また、予定価格等は事後公表とする。
- (2) 70点以上の業者対象工事及び65点以上の業者等対象工事
別記の予定価格区分の中から、対象工事を選定し発注する。
なお、当該工事の発注は、予定した発注件数に達するまで実施することとし、翌年6月30日までに実施できなかったものについては、発注は行わない。

(別記)

	土木一式工事	建築一式工事
予定 価格 区分	① 4,000万円以上	① 5,000万円以上
	② 2,000万円以上4,000万円未満	② 5,000万円未満
	③ 2,000万円未満	